

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区百人町一丁目三九番地、最後の住所東京都杉並区永福二丁目一七番一三号 被相続人 亡 野口 政明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

事務所東京都品川区上大崎一丁目一九番三二号ハイツ目黒二〇六池田山総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 長尾 愛女
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都町田市小野路町三一〇五番地五、最後の住所東京都町田市小野路町三一〇五番地五 被相続人 亡 金澤 源治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

事務所東京都新宿区大久保二丁目七番一七号晴和ビル二階子法法律事務所 相続財産清算人 弁護士 近藤 直子
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都東村山市恩多町五丁目一九番地二九、最後の住所東京都東村山市恩多町五丁目一九番地二九 被相続人 亡 吉本 豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

東京都国分寺市南町二丁目一番一五号伸和ビル二階 弁護士法人東京開智法律事務所 国分寺事務所 相続財産清算人 弁護士 清水 裕二
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都西多摩郡日の出町大字大久野八三八五番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 竹川 義則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

東京都立川市曙町二丁目三番一五号日住金立川ビル四階 西東京共同法律事務所 相続財産清算人 弁護士 吉田 衣里
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都北区中十条一丁目三番地一、最後の住所東京都板橋区坂下二丁目一番二二三〇七号 被相続人 亡 竹内 香代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 松原 香織
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県大和市桜森一丁目二番、最後の住所東京都足立区興野二丁目一五番三号ロイヤルハイツ一〇一 被相続人 亡 田中美津雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

東京都千代田区麹町四一八二六ロイクラトン麹町一階 倫総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 宮川 倫子
相続債権者受遺者への請求申出の催告
国籍韓国、最後の住所神奈川県藤沢市円行七八三番地の一BORKI K 湘南台二〇六 被相続人 亡 金 智皓 (KIM JIHO)

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

横浜市中区日本大通一八KRCビル四〇三B 相続財産清算人 弁護士 関戸 淳平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区戸部本町一九九番地、最後の住所神奈川県鎌倉市坂ノ下三三番三号鎌倉清和由比 被相続人 亡 宮本 久子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

横浜市中区日本大通一八KRCビル四〇三B 相続財産清算人 弁護士 関戸 淳平
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜市中区住吉町六丁目七八番地一、最後の住所横浜市中区住吉町六丁目七八番地一ブランド横濱馬車道レジデンスヤル五〇六号室 被相続人 亡 稲葉 智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

横浜市中区日本大通一八KRCビル四〇三B 相続財産清算人 弁護士 関戸 淳平
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県厚木市及川九五番地一、最後の住所神奈川県厚木市及川九五番地一 被相続人 亡 加藤 幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

神奈川県厚木市中町四丁目五番一四号国際厚木ビル五階 みさき法律事務所 相続財産清算人 弁護士 香崎 弘文
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜市湘南台一丁目三八番地九、最後の住所神奈川県横浜市湘南台一丁目一〇番地の一湘南台分譲共同ビル三〇七号 被相続人 亡 坂野 裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第7期決算公告

令和8年7月8日

青森市勝田一丁目3番1号
あおり創生パートナーズ株式会社 代表取締役 森 庸

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	367,976	流動負債	99,981
固定資産	34,829	(うち賞与引当金)	(26,067)
		(うち役員賞与引当金)	(2,680)
		固定負債	14,169
		(うち役員退職慰労引当金)	(635)
		株主資本	288,655
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	238,655
		その他利益剰余金	238,655
		(うち当期純利益)	(89,581)
資産合計	402,805	負債・純資産合計	402,805

令和八年七月八日

富山県南砺市福光一一九五番地三事務所富山県南砺市福光一六二五番地 相続財産清算人 司法書士 午房 秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

横浜市中区山下町二〇七番地二関内J Sビル七階 相続財産清算人 弁護士 堀口憲治郎
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍富山県南砺市才川七一五五番地、最後の住所富山県南砺市才川七一五五番地一 被相続人 亡 堀 正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。